

1 開催日 平成 24 年 11 月 28 日 (水)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 34 号 高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について 前回から継続

日程第 3 市教委第 35 号 平成 24 年 12 月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について

4 報告

高知市学校給食調理業務委託事業の優先交渉権者の決定について
新図書館等複合施設整備事業のスケジュールについて

5 出席者

(1) 委員	1 番委員長	門 田 佐智子
	2 番委員	西 山 彰 一
	3 番委員	山 本 和 正
	4 番委員	西 森 やよい
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	依 岡 雅 文
	教育次長	横 田 寿 生
	教育政策課長	秋 沢 大 助
	市民図書館長	筒 井 秀 一
	学校教育課長	土 居 英 一
	教育環境支援課長	西 村 浩 代
	教育研究所長	多 田 美奈子
	教育政策課長補佐	近 森 象 太
	青少年課長補佐	西 本 真 美
	教育政策課総務担当係長	宮 田 小 町
	教育政策課主査	森 尾 美 舗

1 平成 24 年 11 月 28 日（水） 午後 2 時 30 分～午後 3 時 40 分（たかじょう庁舎 5 階北会議室）

2 議事内容

開会 午後 2 時 30 分

門田委員長

ただいまから、第 1103 回高知市教育委員会 11 月定例会を開会いたします。

始めに、議事録署名委員の指名を行います。署名委員は松原教育長お願いします。

続きまして、市教委第 34 号「高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」を議題とします。この件は、前回 11 月 15 日の臨時教育委員会から継続審議となっております。

事務局から内容の変更について説明があります。

教育政策課長

教育政策課の秋沢でございます。

今から個別の審議をいただく案件の修正等につきまして、新旧対照表に載っているものを中心に、各所課から報告させていただきます。お気付きの点等ございましたら、随時ご意見いただければと思います。なお、学校教育課長が、所要のため遅れてまいりますことから、先に取り組みの 3「教職員の研修体系の再構築」、続いて取り組み 4 の「放課後子どもクラブ推進」という順番に説明をし、その後、取り組み 1 と 2 の「学力向上対策」、「小中連携の推進」の順番とさせていただきますので、よろしくお願いします。それでは、まず教育研究所から説明いたします。

教育研究所長

教育研究所の多田でございます。

前回のご審議を受けての説明となりますが、「教職員研修体系の再構築」に関しましては、特に修正部分というものはございません。

門田委員長

前回の話し合いの中で、「教職員研修体系の再構築」については、特に修正の内容は出ていなかったということです。この件に関しては、前回の提案の内容どおり修正なしでよろしいでしょうか。

松原教育長

19 ページに「教職員ひとりひとり」とあって、教職員という表現になっているが、その先に書かれている文言は、「教員の職能成長を巡っては」という形になっているが、これはこういう分け方でいいと理解していいですか。

教育研究所長

教職員研修の体系ということで、初めの文言は「教職員ひとりひとりの」としております。次につきましては、ここは教員の部分でということ使っております。

松原委員長

分かりました。

門田教育長

他にこの件について、ご意見ございませんか。

それでは、取り組み 4「放課後子どもプランの推進」についてに移りたいと思います。事務局からの説明をお願いします。

青少年課長補佐

青少年課の西本でございます。

前回いろいろいただいたご意見と、また文言として未整理な部分もございましたので、整理いたしました。訂正が多くて申し訳ございません。

まず、「放課後子どもプランの推進」についての冒頭部分、説明の前文となりますが、やはり教育委員会でございますので、文部科学省の事業を先に記載し、その後、厚生労働省事業を記載する形に書き換えました。放課後子ども教室のあと、放課後児童クラブについて記載する形に直しております。

それから、「本市の学力問題等の深刻さ」という表現は、学校教育課長とも話をし、「本市が抱える学力問題の課題」に直しました。

「実施状況」等につきましては文言の整理をし、「児童クラブ」ではなく、本来の事業名である「放課後児童健全育成事業」と直しました。

「取り組みを進めるに当たっての新たな課題等」の部分では、国や県の補助金に関する記載はやめまして、「事業の趣旨を踏まえながら、保護者等のニーズに合った運営をしていく」という表現にいたしました。

「改善策の検討」の部分ですが、これも補助金に関する記載をやめましたので、「県に対し必要性を働きかける」との表現を修正し、「放課後子ども教室と小学校放課後学習室については、円滑で実効性のある運営を進める。」といたしました。合わせて、放課後児童クラブについては、「開設時間を18時まで延長することを検討する。」と明確に記載することにしました。「点検・評価委員の意見・提言への対応」というところでは、放課後学習室運営事業に関して、「学校化」という言葉の定義が曖昧なまま使っていたため、委員の皆様にも混乱させたのではないかとということで、「学校化」という言葉は使わずに、別の言葉にしております。これにつきましては、事務局が点検・評価委員に確認いたしまして、委員の先生もここで言う「学校化」ということは、学校と学習室が連携を強めるあまり、学校も学習室も同じ空間になってしまうのではないかと、学校と学習室は違う空間で、違う関係性の中での学習であり、そこでは学校とは違った学習への態度や意欲付けがなされていると思われるので、それをそのまま大切におきたいという趣旨であるということを確認いたしました。前は私もここまで読み込みがされておらず、混乱の原因になったと反省しております。そこで、点検・評価委員の意図をくみ取って、「ただし、素の自分を出せるような環境は維持する必要がある。」という文章に訂正することにしました。それに伴って、そのご意見への対応も修正し、「学校化には慎重に」との提言は、ともすれば早期に結果を求めがちな姿勢を改める必要を感じた。」を、「学校とは異なった気軽な雰囲気の中で、学習への魅力を高めることができている。」といたしました。

また、「事業の目的・概要等」の項目につきましては、国の要綱の目的そのものを書くなど、混乱しているところもございましたので、整理し、国の要綱の趣旨はありながらも、本市ではこういうことでやっているということを事業の概要、目的に入れました。

小学校放課後学習室運営事業の「課題等」のところでございますが、前は、各学校で実施している運営団体からの報告書から拾った声をそのまま記載しておりましたが、それをとりまとめて、「児童の参加意欲の維持や、学習アドバイザーと学級担任との連携、学習アドバイザーの指導力の向上等の課題がある。」といたしました。

放課後児童クラブについて、でございますが、「改善策の検討」のなかで、ここでも「開設時間を18時まで延長することを検討する。」と明確に記載いたしました。

後は、整ってなかった文言を修正して整えたものでございます。

門田委員長

前回、多くの意見が出されました「放課後子どもクラブ推進」について、新たに改訂された部分の説明をいただきましたが、このことについて委員の皆さんのご意見をお受けします。

西森委員

出させていただいた意見を基に、十分な検討と各点検・評価委員への確認等をしていただいたことに対して、まず感謝いたします。

その上で、私自身は対案を出せないのですが、この委員会の中で提案させていただきたいのが、「学

校化」という例の文言にまつわる部分でして、いま、「素の自分を出せるような環境は維持する必要がある。」と、これがどうも評価委員さんのおっしゃった趣旨を汲むということではないかと言っていました。また、これと似たようなことで、学校とは異なった気軽な雰囲気の中で、学習意欲を高めることができているという表現も用いている、ということもおっしゃっていました。

これが、表現として、今の段階での最善と考えるべきなのか、あるいは、ここでもう少し皆で意見を出し合って、より近い、もう少し違った表現のものが出せるのか、そのことを議論させていただかないかと思います。そう思う趣旨というのは、「素の自分を出せる」という言葉自体が、イメージがやや湧きにくいとか、素の自分とはなんぞやであったり、学校ではそれが出ないということが前提になっているかのような表現であったり、いくつか疑問があります。その下の方の、「学校とは違った気軽な雰囲気の中で」という表現も何となくしっくりきません。

これが現段階で最善の方法だということであれば、止むを得ないですが、対案が出せなくて恐縮ですが、議論とか皆様のお知恵を借りられないかと思います。いかがでしょうか。

門田委員長

「学習習慣の定着は急務ではあるが、学校化には慎重である必要がある」という文言を受けまして、表現を変えたとのことですが、「素の自分を出せるような雰囲気を維持する必要がある」以下、最適かどうかというご意見、それから、「学校化」には慎重に」という文言を、「異なった気軽な雰囲気の中で学習の意欲を高めることができる」という表現に変更したことについて、学校と放課後子ども学習室、それとの対比を表現として適切であろうか、ということだろうと思いますが、委員さんのご意見をお願いします。

学校の持っている良さと、放課後学習室で子ども達を感じるそこでの良さとが、うまく出てくる表現の方が良いでしょうね。どちらも否定してはいけない。それができる表現はないかなということですね。こちらを立てれば、こちらが否定されるではないかと読み手が感じるのであれば、もっと適当な表現があるのでは、ということですがけれども。効果的な運営のためには、学校全体との連携が必須であり、学校との連携はとても大事ですよというのはこの通りでよいかと思います。先進校の実践も、学んで広げていくというのも良い。その次の部分が問題になっているところだと思います。

西森委員

放課後に対比される言葉は何でしょうか。要するに、さようならという前の本来の学校時間はなんと言うでしょう。その言葉があって、それとは異なった雰囲気の中であればいいのではないのでしょうか。

松原教育長

課業でしょうね。課業時間。教育課程が組まれている時間だろうと思います。

西森委員

課業時間から気持ちを切り替えて、学習意欲を深めれば、みたいな言い方であればいいのでしょうか。気持ちを切り替える分には、課業時間が楽しくても、それはそれで切り替えてやればいいということですから。ちょっと言い換え過ぎでしょうか。

門田委員長

一応学校の勉強はしっかりして、そして放課後になって、ホッとしてまた行く場所ではあるが、そこは学習室なので、勉強も大事にするということですね。ただの遊びの部屋ではない、遊びの時間ではない。それをどう表現すればいいかということですね。

「素の自分を出せるような環境」というのは、これは学校も同じですよ。ありのままを出せる環境づくりを、学校も努力していることなので。学校で出せなかった自分を、ここへ来たら出せるというのとは違うと思います。

松原教育長

今、論議している問題は、点検・評価委員の意見ですよ。この意見に対して、我々が口を挟んで、こうしなさい、あししなさいということにはならないのではないのでしょうか。意味を確かめることは、

いいとしても。この点検・評価委員の言っていることは、簡単に言ったら、学校ではないから、あまり学校と同じことをやってもおかしいじゃないかということをお願いしたいのでしょうか。放課後の学習室といえども、学校ではないのだから、学校と同じことを子どもたちに求めてもいけないのではないかとお願いしているのでしょうか。それは意見として言ってもらってもいいのではないのでしょうか。

西森委員
疑問というのは、点検・評価委員の言葉でそのまま書いてくだされば、訂正はないかと思います。書かれることは、そこに全ての責任があると思います。ただ、事務局の説明をお聞きしていると、今回「学校化」の表現も確認していただいたように、点検・評価委員の意図があって、それを多分事務局で言葉を置き換えている側面もあるとお聞きしました。そうした時に、点検・評価委員の言いたい言葉の表現として、そうこれで完璧に委員の意図を表現できている言葉になっているのかどうかと思いますので、やや揉んでもいいのかなという気がしました。

点検・評価委員に直接お会いしていないのでわからないのですが、本来の授業時間における学校を否定するようなスタンスではおそれないという意味だと思いますので、ここでは、少しは意見を言わせていただいてもよいのかなというように思いました。

青少年課長補佐

記載されている点検・評価委員の意見につきましては、点検・評価委員からの意見を集約したものとして書いております。また、「素の自分」という文言につきましては、点検・評価委員の言葉そのままを記載しております。この文言を切り取って持ってきたからといって、それが委員の意見を集約しているとは限らないかも知れないのですが、一番分かりやすい文言でございましたので、そのまま記載しております。

門田委員長

「素の自分を出せるような環境」という言葉は、提言いただいた委員の言葉でしょうか。

青少年課長補佐

そのつもりです。

切り取っただけでなくて、少し咀嚼したような言葉でいえば、点検・評価委員から文書でいただいているものがございまして、「学校とは違う空間、学校とは違う環境は維持する必要がある」という言葉に置き換えることもできるかと思います。

門田委員長

学校とは違う環境といった時に、それぞれイメージするものは、皆違いますよね。でも、その「素の自分を出せる様な環境」というのは、提言していただいた先生の言葉が使われているということなので、この表現をあまり勝手に替えるのもよくないかとも思います。

西森委員

元がそう言う形であるということでしたら、私も、点検・評価委員のご見解がそうだとすることで、受け止めることはできます。

西山委員

実際、子どもさんの立場から考えた時に、学校で授業を受けて、それとまるっきり同じような雰囲気であったら、かなり窮屈ではないかと思います。だから、そういうホッとするゆとりの部分を持たせつつということが、盛り込まれているのであれば、よろしいのではないかと思います。

逆に、学校とまるっきり同じということになると、6時限を終わった後に7時限、8時限あると同じような形になると思うので、それとはちょっと違うといったところなのでしょう。かといって、学校の授業そのものを否定するものではないということでも理解すればよろしいでしょう。子どもの目線で考えたら、どういう文言が適切かというところで考えてみたらいいと思います。

門田委員長

他の部分では「学校とは異なった、気軽な雰囲気の中で、学習意欲を高める」ということも書かれていますので、それでいうと、点検・評価委員の言葉として「素の自分」をここに載せているという

ことでしょうか。

山本委員

点検・評価委員の言葉を重視した方がいいと思います。

門田委員長

「学校化」という言葉を使うよりは、こっちの方が、ずっと分かりやすくて、柔らかいという感じもします。

西森委員

この冊子全体をとして見れば、点検・評価委員の言葉であるということがわかるのであれば、それ以上委員の意見に口を挟むことになってはいけないと思いますので、この場面はこれでいいのかなと思います。

門田委員長

ありがとうございます。

他にもいくつか、意見を出した箇所を修正していただいておりますが、他のところでは特に意見はございませんか

委員一同

はい。

門田委員長

それでは、この件に関しては、以上で終了します。次は、学力向上対策です。

学校教育課長

学校教育課の土居でございます。

まず、学力向上対策につきましては、点検・評価委員の文言等にもご指摘がございましたのでそちらのほうからご説明をいたします。

29・30 ページをご覧ください。前回の審議の中で、中段、左端の学力ほしょうの「しょう」という字と、じりつ的の「りつ」を同じ文字に統一したほうがよい、という指摘がございました。それと合わせて、身に付けるという場合の「つける」を漢字にすること、この3点について確認いたしました。学力ほしょうについては、ほしょうの意味は、学習者の権利の保障という側面と、それを踏まえたうえで、学力を子どもたちが身に付けることに関する権利を明らかにするとの側面と、2点があるというふうに捉えておりますが、私どもといたしましては、子どもたちにきちんと学力を身に付けさせることとの思いで、この障を使っておりましたので、この点を確認させていただいたところ、これはどちらであっても自分自身の思いとは変わらないとお返事をいただきましたので、私どもが日常使っております障を使わせていただくことで確認しました。

2点目の「じりつ」につきましても、自律につきましても、自身の基準によって、自身をコントロールしながら活動するという意味がありますが、自立の方には、他の者に頼らず活動するという、自律の元の前提となるものではないかと私どもは解釈しております。学校の状況について申しますと、他の者に頼ることなく活動する、という部分の思いが強くて、自立という字を考えておりましたが、こちらにつきましても、自律の前提として自立があると考えられるので、自立に代わっても思いは変わらないという回答をいただきましたので、自立に統一することにいたしました。

さらに身に「つける」につきましては、通常付の字を使っていますので、確認させていただき、この文字を使用することといたしました。

少し飛びますが、31 ページにも確認した点がございます。高知チャレンジ塾運営事業にも同様の学力保障という字が出てまいりますので、こちらも先ほどの報告と同じように訂正いたしました。さらに、チャレンジ塾事業には、「6名の実行委員と34名の学習指導員」という表現がございましたが、正確には学習支援員でございますので、こちらも確認したうえで、訂正しております。以上が、点検・評価委員からの意見等について、こちらで確認しましたところです。

併せて、ご意見等をいただいた部分についての訂正箇所としまして、6ページの中程にあります(3)

点検・評価委員の意見、提言への対応のところに、5点示しておりますが、その3点目、「中学生に学習習慣を付けさせる」とございましたので、これも先ほど説明いたしました通りといたしました。

さらに7ページでは、同じように段落があって、上記4つの提言の1というところから6行目に、「自律的な」という表現も、「自立的な」に変更いたしました。また、補助員、指導員の配置に関する文言につきましては、先日の話し合いの中で、「実際に学校でどのように活用しているのか。活用方法をより明確にする必要があるのではないか。」という指摘もいただいたので、これに併せて、「目的に即した活動方法を各校で検討することと併せて」というふうに、前後に重ねる形で、各学校でその学校の状況に応じた活用方法を模索することが重要であるという意味を込めて、このワンフレーズを追加いたしました。そして、7ページの最下段になりますが、今後の取り組みの中でご指摘いただいたことが、「長期的な取り組みが必要であるということ。さらにこういった学力向上対策は、学校だけではなくて、地域、保護者の連携が必要ではないか。加えて、子どもたちが将来像を明確に持って、学習に取り組むことが必要である。」との指摘をいただきましたので、「実効性のある持続可能な」という文言を追加すると同時に、「地域、保護者等の協力を得ながら」という文言を追加いたしました。

さらに、子どもたちが意欲的で、また将来を見据えて学ぶことができるという意味で、「その際、子どもたちが、自分の将来に夢と希望を持って学んでいくようにするためのキャリア教育の充実も欠かせないことであると考えている。」ということで、キャリア教育について一つの柱としながら学力向上対策を進めていくということで、最後の文脈を加えたところでございます。

続いて、「小中連携の推進」でございます。15ページをご覧ください。取り組み等については、評価をいただいたところですが、「小は小、中は中ではなくて、小中それぞれで、子ども自身が変わろうとする意欲付けを行うことが、非常に大事ではないか。小中学校の9年を見据えるなかで、学習に取り組む上では、意欲付けが大事ではないか。」というご指摘がありましたので、「小学校においても中学校においても大切にしていかなければならないことは、子どもの変わろうという意欲を認め、関わりを続けていくことである」とらえている。」とし、9年間の取り組みをしていくうえでの共通認識という意味でこの2行を追加いたしました。

以上、学校教育課に係る「学力向上対策」と「小中連携教育の推進」に関わる変更点として報告いたしました。

門田委員長

ただいま、訂正の部分について説明がありましたが、これに対して、質疑がありましたらお願いします。

特には、ありませんか。

これで質疑を終了します。

事務局の皆さんご苦労様でした。ありがとうございました。

それでは市教委第34号「高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」は、この案を基本とすることで了承したものとし、本日の会での意見を踏まえながら、私と事務局とで最後の協議をして報告書として取りまとめたいと思いますが、それではよろしいでしょうか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

それでは、市教委第34号についての報告書の最終取りまとめは、私が行わせていただくことにいたします。

次に、日程第3市教委第35号「平成24年12月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

教育政策課長

お手元に配布しております平成24年12月定例会提出議案一覧をご覧いただきながら説明いたします。

12月市議会定例会で審議予定の教育委員会からの議案は、補正予算議案が7件、予算外議案として指定管理者の指定に関する議案が2件、不動産取得議案が1件、工事請負契約締結議案が1件でございます。

まず、予算議案のご説明をいたします。

(1)学校建設公社長期借入金解消事業費でございます。この事業は、財団法人高知市学校建設公社により、先行整備をしました養護学校、鴨田小学校の用地及び横内小学校の施設につきまして、来年度の公社解散に向けての債務処理としまして、国費対象外単独分につきまして、同公社から1,265,633千円以内で買い取るものでございます。買取時期は、来年1月の月上旬、具体的には1月11日を予定しております。なお、後ほど説明いたしますが、この買取に関連します不動産取得議案も、今議会に提出しております。

(2)春野東小学校屋内運動場改築事業費でございます。この事業は、平成24年度の当初予算で、24年・25年度の2か年の継続費を設定することにより、平成25年12月完成に向けて春野東小学校屋内運動場を改築するものでございます。今回24年度におきます、国の負担金等の増額内示がありましたことから、24年度への予算の前倒しをするために、今議会において、継続費の年割額の変更及び財源の組み替えを行うものでございます。なお、後ほどご説明しますが、この予算に関連します工事請負契約締結議案も今議会に提出します。

(3)放課後児童指導員報酬でございます。平成24年度当初に放課後児童指導員の正規指導者数を123名と見込んでいたところでございますが、育児休業取得者や病気休暇取得者が発生したことにより、正規指導員報酬の減額補正を行うものでございます。

続きまして、(4)放課後児童健全育成事業管理運営費でございます。内容は先ほど説明いたしました育児休業取得者及び病気休暇取得者が発生したことに加え、平成24年度の当初予算決定以降、児童クラブの分室が2クラブ増えるとともに、障害の重い児童の増加等に伴って、合わせて計18名の臨時指導員を増員する必要が生じたことから、その臨時指導員にかかります報酬費の増額補正を行うものでございます。

(5)新図書館等複合施設整備事業費でございます。この事業は平成25年度に着工予定の新図書館等複合施設の整備に向けて、平成25年3月末に閉校となる追手前小学校の校舎等の解体工事費について起債を行うものでございます。なお、この事業は年度内に完了できないために、25年度への繰越を予定しております。

次に、(6)の繰越明許費の設定でございます。内容は、地方自治法第213条の規定により、先ほど説明いたしました平成24年度内に事業が完了できないおそれのある、新図書館等複合施設整備事業について、平成25年度に繰り越す予算の上限額を設定することについて、市議会承認をいただくものでございます。なお、新図書館等複合施設整備事業の手順等につきましては、この後、報告のところで説明いたします。

次に2ページ目、(7)高知市立追手前小学校備品等運搬業務委託に係る債務負担行為の設定でございます。内容は、先ほど説明しました平成25年4月から予定しております追手前校舎等の解体工事を実施するにあたって、追手前小学校の備品等の運搬業務について、平成24年度内に契約する必要が生じたことに伴って、平成24年度から25年度までにわたる債務負担行為の設定が必要になったものでございます。今後のスケジュールとしては、平成25年1月に委託契約を競争入札により締結することとし、追手前小学校の閉校後の3月末から4月中旬にかけて運搬等業務を行う予定になっております。債務負担行為の期間につきましては、平成24年度から25年度の2か年とし、限度額につきましては、9,500千円とするものでございます。なお、平成24年度については、委託契約を行うものの支払は伴わないため、歳出の予算化を必要とするのは、平成25年度のみとなっております。12

月議会提出予定議案の説明は以上でございます。

続きまして予算外議案。最初に、(1)と(2)指定管理者の指定に関する議案でございます。

まず、(1)高知市春野文化ホールピアステージ・春野市民図書館・高知市春野郷土資料館についてでございます。高知市春野文化ホールピアステージ・春野市民図書館・高知市春野郷土資料館の指定管理については、前回平成22年4月から株式会社四国舞台テレビ照明により行われておりますが、平成25年3月に指定期間が終了することに伴って、平成25年4月から新たに指定管理者を指定することになりました。8月20日に公募説明会を行った際には、4団体の参加がございましたが、9月14日から申請書等の受付をしたところ、最終的に、2団体からの申請となり、高知市指定管理者審査委員会で審査した結果、株式会社四国舞台テレビ照明を引き続き指定候補者として選定しました。

これを受けまして地方自治法第244条の2第6項の規定により、同団体を指定管理者として指定することについて市議会の議決を求めるものでございます。なお、指定期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間となっております。

次に(2)高知市立自由民権記念館の指定管理者でございます。自由民権記念館の指定管理については、前回平成22年4月からイヨテツケーターサービス株式会社により行われておりますが、平成25年3月に指定期間が終了することに伴って、平成25年4月から新たに指定管理者を指定することになりました。9月5日に公募説明会を行った際には、5団体の参加があり、9月27日から申請書登録受付を行ったところ、最終的に5団体からの申請となりまして、高知市指定管理者審査委員会で審査した結果、株式会社土佐電ビルサービスを指定候補者として選定しました。これを受けまして地方自治法第244条の2第6項の規定により、同団体を指定管理者として指定することについて議会の議決を求めるものでございます。なお、指定期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間でございます。

続きまして、(3)不動産取得議案でございます。先ほど説明しました補正予算議案に関連するもので、2千万円以上の不動産取得に関するものでございます。財団法人高知市学校建設公社により、平成8年、9年、10年度に先行整備をした横内小学校の普通教室棟の一部等の施設について、来年度の公社解散に向けての債務処理としまして、国費の対象とならない単独部分を、同公社から881,799千円以内で買い取るものでございます。なお、買取時期は、来年1月上旬、1月11日を予定しております。今回の買い取りで、横内小学校の買い取りは終了でございます。

最後に、(4)の高知市立春野東小学校屋内運動場改築工事請負契約締結議案でございます。内容は、春野東小学校の屋内運動場改築工事について、開洋・三宝特定建設工事共同企業体と318,465千円で請負契約を締結しようとするものでございます。建設地につきましては、すでに解体しました鉄鋼2階建605㎡の体育館と同じ位置に、鉄筋コンクリートと一部鉄骨造3階建延べ床面積1,450㎡の体育館を建設するものでございます。施設概要については、1階に玄関ホール、地域開放室、男女更衣室、男女トイレ、多目的トイレ、倉庫、防災倉庫を配置しまして、2階には、ホール、アリーナ、ステージ、放送室、器具庫、男女トイレ、多目的トイレ、そして3階の一部に、電気室、機械室、倉庫をそれぞれ配置しております。なお、今後の予定ですが、12月議会で議決をいただいた後に着工しまして、平成25年の12月に完成する予定でございます。

以上、12月市議会定例会で審議予定の教育委員会からの議案について説明いたしました。

なお、12月議会につきましては、12月6日開会、11日から総務委員質問、17日から常任委員会で、閉会は12月20日の予定でございます。

門田委員長

12月市議会定例会に提出する議案の中身について説明がありましたが、これについて、ご質問、ご意見などありますでしょうか。

特にありませんか。それではお諮りいたします。

市教委第35号「平成24年12月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について」は、特段意見はなしと決することにご異議ありませんか。

それでは、市教委第 35 号は、異議なしということで決しました。続きまして、報告事項です。

「高知市学校給食調理業務委託事業の優先交渉権者の決定について」事務局の説明を、お願いします。

教育環境支援課長

教育環境支援課の西村でございます。

お手元資料に基づきまして、説明いたします。

平成 25 年度の委託事業者の選定につきましては、業者選定委員会を設置しまして、公募型企画提案方式、プロポーザル方式により業者を選定しました。選定委員会の開催、選定委員、事業名称、委託期間については、資料 1～4 のとおりでございます。

(1)高知市立昭和小学校の給食調理業務委託事業については、株式会社メフォスが優先交渉権者として決定いたしました。本社東京都です。中四国事業部が、愛媛県西条市となっております。

(2)高知市立高須小学校給食調理業務委託事業については、株式会社高南メディカルが優先交渉権者として決定いたしました。本社高知市秦南町となっております。

応募状況につきましては、業者説明会参加 4 事業者で、その 4 事業者が昭和小学校、高須小学校共に応募を出されました。選定方法は、記載のとおりでございます。応募事業者資格要件の確認におきましては、全ての事業者が、要件を満たしておりました。審査については、次のページに 9 項目挙げておりますが、その選定基準に基づき、各事業者の提案書類並びにプレゼンテーション及びヒヤリング審査をいたしまして、選定委員会の各委員評価点の合計により選定いたしました。選定各委員の評価点の合計は、2 枚目の集計結果のとおりでございます。

今回地元事業者の受注機会の拡大を図るため、一校毎の仕様書とし、取り抜け方式を採用いたしましたので、まず、契約金額の高くなります高須小学校について審査いたしました。審査結果は下の表のとおりでございます。

高南メディカルが、地域加算 90 点がつきまして、1,470 点で選定となっております。その後、昭和小学校の選定に入って、高南メディカル以外の 3 業者で選定したところ、株式会社メフォスが 1,369 点となり選定されております。

昭和小学校の業者の選定理由は、従来から受託されている業者で、優れた衛生管理体制と学校行事に合わせた柔軟な人員の配置が可能で、質の高い給食の提供が期待されたこと、また高須小学校につきましては、地元の事業者が受託するようになりましたが、学校給食の重要性が認識されておりまして、地元事業者としての熱意が感じられるとともに、衛生管理を含めた事業者の体制づくりが整っていたこと。また、病院給食の受託実績があり、食物アレルギー児童への対応に期待が持てたこと。この 2 点が主な選定理由となっております。

現在、契約に向けての事務手続きを行っておりまして、来週 12 月 5 日契約審議会終了後、この結果につきましては、高知市ホームページ上に公表する予定でございます。今後は、調理場の見学ですとか、給食調理のシミュレーションなどを実施しまして、平成 25 年 4 月開始の準備をしまいたいと予定しているところでございます。

門田委員長

ただいま、昭和小学校、高須小学校の業務委託事業者の選定について、説明がありましたが、質疑等はありませんか。

西森委員

結論が、どうこうということではなくて、地域加算が各委員持ち点 10 点で、合計 90 点ですね。これは、ばらつきようがないので、言ってみたら基礎点 90 点持っていることになろうかと思いますが、その割合や基準はあるのでしょうか。

教育環境支援課長

9 項目で 10 点としております。合計で委員お一人当たり 210 点の点数を持ってしまして、その内訳の割合が、衛生管理合計点が 30 点、危機管理 20 点でございますので、それとバランスを取りまし

て昨年度から地域加算を 10 点としております。

山本委員

地域の業者さんの得点が地域加算の 90 点を除けても、最終的には点数は上になっており、非常に地域の業者さんの力が上がってきたなと感じられ、いいことだと思います。

門田委員長

他にはないようですので、この件に関しては、終わります。

続いて、新図書館等複合施設整備事業のスケジュールについて、事務局の説明をお願いします。

市民図書館長

市民図書館筒井でございます。

本日は、スケジュールのご報告をいたします。

これまでご説明してまいりましたスケジュールから、若干変更がございますので、主にそれについてご説明いたします。A 3 資料で 10 枚ほど図面を付けております。これまでと基本的が変わっておりませんが、2 階の平面図に現場サイドで検討して、各書架に配置する図書の分野を乗せてみたところでございます。

上の方には、雑誌、大活字本、一般、家事、新書、あるいはティーンズ、文庫といったコーナー的な書架がございます。それから文学がございまして、総記から芸術までは図書館の通常のカテゴリに従って、配架をしようという考え方でございます。手前の方は、児童コーナーでございますので、児童図書、児童図書の研究図書コーナーという配置を考えております。雑誌、新聞を除きまして 2 階の開架スペースには、198,000 冊を開架できるのではないかと想定しております。

3 階の方も、分野別な図書の配置を考えております。新聞コーナー、そして今回の図書館の一つの柱である、課題解決コーナーには、健康安心情報コーナー、参考図書や、文化コーナーがございまして、右の方に大きくビジネス、農業、産業支援のスペース。そして、高知県関係資料、郷土資料をたくさん開架していこうと考えております。新聞、雑誌、視聴覚資料を除きまして、187,000 冊が開架図書として展開できるのではないかとこのところまで煮詰めてきたところでございます。

現状の細かい調整中の図面ということで見ていただきたいと思います。

図面の次に、スケジュールがついております。

これが、現在のスケジュール案でございます。平成 25 年度、来年度の 8 月末まで、実施設計が入っております。これが当初は、今年度末に終わる予定で作業を進めてまいりましたが、後ほど説明いたします南海トラフ巨大地震への対応で、時間を取ることにになりましたので、5 か月実施設計が遅れる形となっております。その後、ここにあるような手続き等を行いまして、平成 25 年度の 1 月、再来年の 1 月に着工し、工期を 20 ヶ月と考えております。平成 27 年の 8 月末に建物ができることとなります。これまで平成 26 年度末に建物を完成させたいと報告してまいりましたが、先ほど申し上げました設計の遅れが、そのまま反映しまして、8 月末竣工と考えております。その後、引っ越し準備、引っ越し研修等に 6 か月予定しております。ここは精査して、短縮の努力をしなければならないと思っておりますが、仮に 6 か月といたしますと、3 月開館ということで、平成 27 年度中に開館したいと申し上げてきたこと自体は、ギリギリですが変わらないと考えているところでございます。

それでは、(2)南海トラフ巨大地震対応のところをご覧ください。先ほど申し上げた実施設計委託業務が 5 か月遅れた件でございますが、簡単に報告申し上げます。

新図書館は、免震という構造を持っていますが、この免震の構造については、地盤の情報を入れた地震波で安全性を確認する必要がございます。その安全性は、指定機関、あるいは国土交通大臣の認定が必要となっております。この図書館につきましては、当初は 2003 年中央防災会議モデルによる地震波を使って設計をまいりましたが、ご承知のように 3 月 31 日に南海トラフ巨大地震の新しい想定が公表されたところでございます。その新しい想定に対応して、どうなるかということで、新たな作業をする必要が発生してまいりました。基本ケース、東側ケース、西側ケース、陸側ケースというものが、国から示されておりますので、国からデータを受けて、土地の情報を盛り込んだ模擬地

震波を作成し、その上で理論的にこの免震構造がどう対応するかというのを検証するという作業を陸側ケースと基本ケースについて発注するわけでございます。

そのようなことで時間を取りまして検討した結果、基本ケースに対応できる設計が、新図書館におきましては可能ということでございます。若干、設計の見直しが必要ではありますが、現在の免震構造の考え方を、若干調整することで基本ケースに対応できるという結論を得ました。そのようなことで、先ほど申し上げましたように新想定の場合に対応する検証する作業に時間を要しましたので、スケジュールに遅れが生じたものでございます。

続きまして、このA4資料の2枚目、現在の運営についての検討状況について、簡単に報告いたします。

現在の市民図書館は、月曜休館、毎月20日、祝日、資料整理期間、年末年始等を休館日としております。開館時間は、平日は午前9時半から午後7時、土日は午前9時半から午後5時となっておりますが、新しい図書館については、毎週月曜日の休館と月1回の休館、資料整理期間、年末年始の休館日を想定いたしまして、年間300日程度開館する案を持っております。市民図書館が、平成23年度で281日開館でございますので、それが約300日程度に増える考え方で休館日の設定を考えております。時間につきましては、基本的に1時間延長すると考えておりますので、午前9時開館。市民図書館は、午前9時半開館でございますので30分の延長でございます。県立図書館は現状も午前9時開館でございます。平日は午後8時まで、土日、祝日は、午前9時開館で午後6時閉館とするということで、現在、必要なローテーション等も含めたシミュレーションをしながら検討しているところでございます。

資料といたしましては、子ども科学館の展示室の平面図、それから個々の展示アイテム、展示物のリストが最後の2枚となっております。これは、また見ておいていただけたらと思います。報告は以上でございます。

門田委員長

ありがとうございました。

ただいまの新図書館等複合施設整備事業のスケジュールについての説明で、質疑等ありますでしょうか。

若干遅れてはいるが、終わりは予定通りということですね。

西森委員

やはり科学館は仮称なんですね。

今後、これについてはどういうふうな形で決めるかとか、特別委員会を置くかどうかというような、段取りは決まっているのでしょうか。

市民図書館長

科学館の展示室あるいは開館後の具体的な運営について、もう少し我々の方で準備いたしましたうえで、それを提示することによって、一定、議論が起こるのではないかと考えております。

西森委員

教育委員会で議論するのですね。

松原教育長

最終的にはそうです。

門田委員長

名前が先なのか、展示内容が先なのか、どちらも兼ね合いをとりながらということになるのでしょうか。名前が変わりますと、やはり展示物が変わってきますよね。

市民図書館長

展示につきましては、基本的には子どもたちに科学体験をしてもらう、そして、理科好きの子どもさんを育てたいということで内容を描いております。なお、大人も楽しめるということもなんとか取り入れたいと考えております。そういった点では、常設展示についてはこの方向で大きな変更はな

いと思いますけれども、実験室が2つあり、工作室、プラネタリウムもございますので、実験室のメニュー、工作室のメニュー、プラネタリウムのメニューといったものについて、もう少し具体的に開館後の計画を立ててまいります。

松原教育長

基本的には、名前が変わったからといって、内容が変わるという問題でもないでしょう。

門田委員長

小・中学生が喜ぶものと、もっと専門的になった高校生向けのものという、小・中・高全部が満足するのはちょっと難しいと思います。

松原教育長

元々、科学図書館の延長線上で作っていますので、基本的には、子どもたちの理科離れ対策が中心だと思います。だから、それを子ども科学館と名前付けるのか、科学館にするのか、また別称で付けるのかは別にして、子どものための科学館であるのは間違いないと思います。

門田委員長

他にはないですか。

スケジュールに沿って進んでいるようです。皆、楽しみに待っていますので、ご苦労ですが、よろしくお願いします。

それでは、本日の議事日程はこれですべて終了しました。

今日の教育委員会を、これで閉会いたします。

署名

委員長

5番委員
